

ハプスブルク史の中のゴシック大聖堂

権威表象の遍歴とゴシックの終焉

岩 谷 秋 美

序

本稿は、ハプスブルク家の歴史の中にウィーンのシュテファン大聖堂を位置付けることで、ゴシック大聖堂が担った象徴性の形成と、その受容態度を明らかにするものである。ハプスブルク家の歴史において、もっとも重要なゴシック建築がシュテファン大聖堂であることに異論はあるまい(図1)。聖堂の大部分は、十四世紀初頭から十五世紀後半という、ハプスブルク家がオーストリア統治を開始した時期に建設された。本稿では、造営の重要局面に関わった二人の君主に注目したい。すなわち、大公ルードルフ四世(1339-1365)と、皇帝フリードリヒ三世(1415-1493)である。

この二人の君主が造営に果たした役割に対して、先行研究は

大きく異なった評価を下している。まず大公ルードルフ四世は、シュテファン大聖堂の造形とプログラムを決定づけた人物と見なされる¹。この見解を象徴するのが、「創設者(Schifter)」という大公の渾名であろう²。一方、その百年後の皇帝フリードリヒ三世は、ルードルフ四世の計画を実行した人物と見なされ³、いわば「遂行者(Vollender)」にすぎず、皇帝にイニシアティブがあったわけではないと評価される⁴。例外的にフリードリヒ三世の主體的な意図を認めたヴァーゲナー⁵リーガーですら、後述のとおり、皇帝の造営はルードルフ四世のコンセプトを逸脱するものではないと解しているようである⁶。しかし筆者は、フリードリヒ三世の目論見がルードルフ四世の計画を超えるものであったと考える。本稿ではフリードリヒ三世の造営施策の再検討を通じ、ゴシック大聖堂がどのように君主の権威の表象

手段としての役割を変化させたか考察する。なお以下では、カテドラル昇格前の造営について論じるため、「シユテファン聖堂」との呼称を用いることとする。

1. 大公ルードルフ四世の造営コンセプト

ルードルフ四世は、ハプスブルク家の権力の象徴としてゴシック大聖堂を建設した。具体的な検討の前に、同家がオーストリアを統治する以前におけるシユテファン聖堂の役割を確認しておきたい。本聖堂は、古代ローマの墓所に由来する。これがやがてキリスト教徒の聖堂となり、さらに一一四七年にはパッサウ司教区管轄下の小教区聖堂となつて、パッサウ大聖堂と同じく聖ステファヌスに捧げられた。次いで一一八〇年、古い市壁が取り払われてウィーンの街区が拡大するにともない、シユテファン聖堂は都市構造の上でもウィーンの中心となつたのである。⁶ ウィーンの発展とともに、オーストリア公だったバーベンベルク家はパッサウ司教区の管轄下から脱して司教座への昇格を議論するようになり⁷、一二三〇年から一二四〇年頃、シユテファン聖堂を建て替えた。だがフリードリヒ好戦公が歿するとともにバーベンベルク家が途絶え、その後オーストリアの支配者が次々と交代したこともあり、司教座昇格計画は頓挫したようである。十三世紀末、ハプスブルク家のアルブレヒト一世がオーストリア公の座に就くも、十四世紀初頭から始まっ

たシユテファン聖堂の内陣拡張を率いていたのは、市民であった可能性が高い⁸。なぜならハプスブルク家の政権はいまだ安定せず、造営に力を注ぐことができなかったからである。

シユテファン聖堂の造営にハプスブルク家として積極的に介入した始まりは、大公ルードルフ四世である。このとき、完成したばかりの内陣を除く部分、すなわち外陣と南北両塔の建設が計画されたと考えられる。造営コンセプトには、ふたつの手本があった。同時代の皇帝カール四世が建設したブラハ大聖堂と、ロマネスク期の諸皇帝が建設したライン川流域の皇帝大聖堂である(図2、3)。まずは前者を検討したい。一三四四年、ブラハの大司教座昇格を受け、ルクセンブルク家の皇帝カール四世は大聖堂の拡張に着手した。これと同時に大聖堂は一族の霊廟となり、いっそう強力な権力の象徴となる⁹。そうして一三六六年、カール四世はドイツ王に選出され、その二年後には大学を設立し、一三五五年、皇帝として戴冠した。さて、皇帝の娘カタリーナと一三四四年から婚姻関係にあり、一三三三年に結婚したのが、ルードルフ四世である。姻戚関係にもあったカール四世の諸施策が、ルードルフ四世によるシユテファン聖堂造営の動機となつたであろうことは、多くの研究者の認めるところである¹⁰。事実、皇帝による施策を模倣するかのよう¹¹に、ルードルフ四世は一二三五年にオーストリア公となると、翌年シユテファン聖堂の拡張に着手¹²。実際の司教座昇格が実許可を得てウィーン大学を創設した¹³。実際の司教座昇格が実



図2 プラハ大聖堂、主に14世紀、南面



図1 ウィーン、シュテファン聖堂、南西面

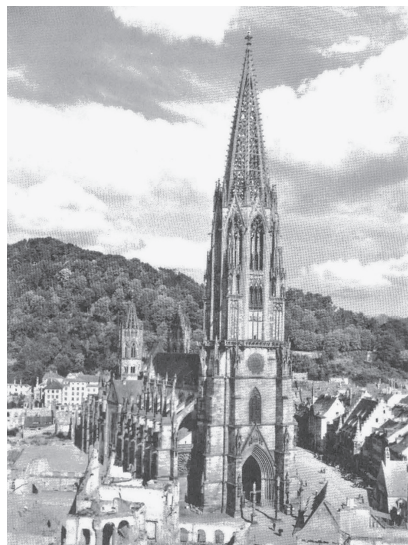


図4 フライブルク大聖堂、主に13~14世紀、西面

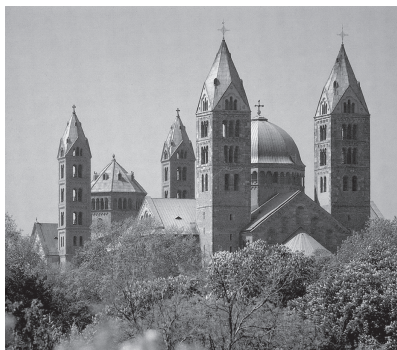


図3 シュバイアー大聖堂、主に11世紀、南東面

現するのは百年後のことではあるものの、カテドラル設置に向けた環境整備が、ルードルフ四世の第一の施策であった。第二に、ルードルフ四世は諸策を講じて、シュテファン聖堂をハプスブルク家の権力の象徴にすることを目指した。中でも一族の霊廟にするというのはカール四世のプラハ大聖堂を模した策であり、シュ



図6 同、外陣南扉口《ジンガー門》、ルードルフ四世像と紋章持ち像



図5 ウィーン、シュテファン聖堂、外陣北扉口《司教門》

テファン聖堂では一三五九年頃から内陣の地下に一族の納骨堂が建設され¹³、また同時に大公夫妻の横臥像をとまなう墓碑が内陣中央に設置されることとなる。墓碑彫刻以外にも、後述する西の二重礼拝堂にはハプスブルク家歴代君主を描写したステンドグラスが飾られ、外陣南北扉口の左右には大公夫妻の像が立ち並び(図5、6)、外壁には皇帝カール四世を含む大公夫妻とその両親たちの像が展示された。聖堂建築の扉口に存命の君主を世俗の姿にて表すなど、かつてない大胆な手段によって、本聖堂には視覚の上でもハプスブルク家との関係性が刻印されたのである。

あわせて、ウィーン宮廷の諸聖人礼拝堂に参事会が設立された点も注目値する。この礼拝堂は、一三五六年にルードルフ四世が宮廷の西塔に建設したものであり、諸聖人の日である十一月一日に大公がこの部屋で誕生したことを踏まえたならば¹⁴、これがルードルフ四世個人を称揚するための礼拝堂であることは明らかである。一三五八年七月に父アルブレヒト二世が歿し、その後継者となった直後、ルードルフ四世はこの諸聖人礼拝堂を参事会聖堂(Kollegatskirche)へと昇格させる許可を教皇より得る¹⁵。さらに大公は一三六五年三月、この諸聖人参事会(Allerheiligenkapitel)をシュテファン聖堂へと移し¹⁶、本聖堂内陣を諸聖人へ捧げたのであった。これをもってシュテファン聖堂はバサウ司教からは独立した参事会を有するに至り、司教座昇格に一步近づいたと言え、なおかつ、ルードルフ四世お

よびハプスブルク家の文脈が、都市ウィーンの聖堂に組み込まれたと解釈できよう¹⁷⁾。

ルードルフ四世の第三の策は、歴史的建築図像の利用である。シュテファン聖堂の靈廟化と司教座昇格へ向けた施策は、先に確認したように、同時代の皇帝カール四世の策を模倣し、発展させながら進められた。しかし建築芸術として見たとき、ウィーンとプラハは対照的ともいえる手本を選んでいる。カール四世は大聖堂造営の手本を同時代フランスのゴシック大聖堂に求め、当地から棟梁を招き、建設に当たらせた(図2)。その理由は、皇帝がパリ宮廷で養育された経歴にあるとされる。一方、ルードルフ四世の建築の手本は、ドイツの皇帝大聖堂(Kaiserdom)であった(図3)。皇帝大聖堂とは、ライン川流域に建設されたロマネスク期の皇帝靈廟を指す概念である¹⁸⁾。とりわけシュバイアー大聖堂は、ハプスブルク家の始祖ルードルフ一世の墓所でもある。ルードルフ四世は同時代の皇帝に啓発されつつも、建築形式の手本を歴史に求めたわけである。

建築図像を考える上で重要となるシュテファン聖堂の特徴のひとつが、西構え(Westwerk)のみ、十三世紀のものが残されたという点である。そもそも神聖ローマ帝国の中世聖堂建築において西側部分は、トリビューンや礼拝堂を備え、扉口と複数の塔をもつ堅固な建造物となることがあった。この半ば独立した構造物は西構えと呼ばれ、皇帝大聖堂の特徴のひとつに数えられる。バーベンベルク家の統治下で建設されたシュテファン

聖堂の西構えは、おそらくオットー朝期に建設されたパッサウ大聖堂を手本にしたものであろう¹⁹⁾。ルードルフ四世はこの西構えを取り壊して建て直すのではなく、その両側に二重礼拝堂を建設するという驚くべき発想により、内陣と同じ幅まで拡張させた²⁰⁾。換言すれば、象徴的な西構えをバーベンベルク家から受け継ぎ、そこに増築した二重礼拝堂を、前述のとおりハプスブルク一族を表すステンドグラスや彫刻などで飾ることにより、君主権の継承を主張したのである。さらに言うならば、諸聖人参事会が置かれたのも、この西構えであった。こうして西構えには幾重にも政治的意味が付与されたのである。

本聖堂の建築図像における、もうひとつの特徴が、複数の塔を備える点である。ルードルフ四世はまず、内陣の南側に塔の建設を始めた。このとき対となる北塔も構想されていたはずである。新しい南北の塔と、西構えに元来備わっていた双塔とあわせて、本聖堂は四基の塔を備えることとなる。なお、多塔もロマネスク期における皇帝大聖堂を特徴付ける要素である²¹⁾。

このように、ハプスブルク家の権威を示すのにふさわしいと判断されたのは、ドイツ・ロマネスクにおける皇帝大聖堂の伝統的形式であった。ただし南塔のスタイルを見たならば、それは、少なくとも最初に建設された下層部分は、プラハ大聖堂から影響を受けた最新のパルラー・ゴシックの様式だったとわかる²²⁾。すなわちルードルフ四世は、同時代の皇帝と、歴史上の皇帝のそれぞれから、建築の形式や象徴性、スタイルを貪欲に取り込み、

自身の権力を象徴する聖堂の建設を目指していたのである。

2. 皇帝フリードリヒ三世は「遂行者」か

続いて皇帝フリードリヒ三世の造営を検討し、問題の所在を確認したい。フリードリヒ三世によるシュテファン聖堂の造営は、一見したところ、先行研究が指摘するように、ルードルフ四世の計画を忠実に実行したかに思われる。フリードリヒ三世は、ドイツ王に選出された六年後の一四四六年に造営を開始し、まず外陣にヴォールトと屋根を架け、一四五〇年には北塔に着手した²³。とりわけ北塔の着工は、ルードルフ四世の計画に忠実である証と見なされてきた(図7)²⁴。なぜなら、後述する



図7 ウィーン、シュテファン聖堂、北塔

ように南塔が計画よりも巨大化し、ほとんど独立したミニュメントとなったいま、聖堂全体の不調和を懸念して北塔の建設を放棄するのではなく、あえて北塔を建設したことが、ルードルフ四世による多塔計画に回帰するためと理解されたからである²⁵。事実、北塔は南塔の形式とデザインを受け継いでおり、その点においては原案に忠実であつたと言える。

だが北塔以外の造営を観察すると、フリードリヒ三世の方針は、ルードルフ四世の計画から逸脱したものと判断せざるを得ない。それが顕著なのは、第一に、一族の霊廟というコンセプトにおいてである。フリードリヒ三世の墓碑は現在シュテファン聖堂にあるが、設置は墓主の歿後のことであり、生前の皇帝は別の聖堂を墓所とする計画を立てていた可能性が指摘されている²⁶。第二に、外陣に採用された段形ホールという建築タイプである(図8)。段形ホールとは、各廊の天井高が等しいホール式聖堂に対し、身廊部分の天井のみを高くした建築タイプのこと、階段状の断面を特徴とする。バシリカ式聖堂も身廊のみ上方へ突出しているが、しかしその天井部に採光窓が嵌め込まれている点において、段形ホールとは異なる。段形ホールもルードルフ四世の計画によるものと考えられる研究者もいるが²⁷、しかしこの建築タイプが実際に建設されるようになるのは十五世紀中葉以降のことであり、ゆえに十四世紀の段階ですでに考案されていたとは考えがたい。

段形ホールについては、フリードリヒ三世による刷新という



図8 ウィーン、シュテファン聖堂、内部、東を望む



図9 同、西トリビューン

より、ルードルフ四世の計画の翻案と解釈することも確かに可能かもしれない。多くの先行研究がルードルフ四世の原案を尊重する中で、ほとんど唯一、フリードリヒ三世の積極的介入を認めたヴァーグナー²⁷リーガーは、フリードリヒ三世の政治や芸術における姿勢を「回顧的（retrospective）」と評した²⁸。回顧的建築として挙げられるのは、たとえばグラーツの宮廷礼拝堂（一七八六年より大聖堂）である。これはフリードリヒ三世の下で一四三八年から一四四九年にかけて建設された。外陣は、ドイツ・ゴシック特有の複雑なヴォールトの架けられたホール

ではなく、直線を主体とする明瞭な形状のネット・ヴォールトの架けられた段形ホールとなっており、長堂内陣が備わる。ヴァーグナー²⁹リーガーはこの空間を、十三世紀の交差ヴォールトを架したバシリカと、十四世紀のホールとのジレンマと解した³⁰。さらにシュテファン聖堂の外陣についても同様に、ルードルフ四世の計画を十五世紀の造形言語で実行したものと見なした³⁰。

中世の大聖堂建設は、しばしば長期に及ぶ。そのため、当初の計画を次の時代の造形言語で実行するというのは、珍しいことではない。ルードルフ四世も、言う

なれば、歴史的皇帝大聖堂の形式を同時代の造形言語で実行していた。したがって次世代の後継者が、ルードルフ四世の計画を同時代の造形言語で実行したとしても、これを計画の遂行と見なす判断は妥当である。しかし筆者は、フリードリヒ三世の造営は翻案に留まるものではなく、ルードルフ四世の計画を超え、独自の意図を示すものであったと考える。以下ではフリードリヒ三世の造営目的とその解釈について検討してゆきたい。

3. 都市とハプスブルク家

フリードリヒ三世はルードルフ四世の計画を単純に継承したわけではなく、独自の意図に基づいた改編を施している。そもそも造営に際して、フリードリヒ三世はルードルフ四世と同じ立場にあったわけではない。シュテファン聖堂へ諸聖人参事会が移されて間もなく、状況は一変していたのである。一三六五年七月、ルードルフ四世が二十六歳の若さで歿すると、その弟たちは共同統治を拒み、一三七九年よりオーストリアを分割して統治に当たった。すなわち兄アルブレヒト三世はウィーンをはじめとするオーストリア北部を、弟レオポルト三世は南部（内オーストリア）を継承したのであった。

ハプスブルク家が兄のアルブレヒト系と弟のレオポルト系へと分裂したことは、シュテファン聖堂造営にふたつの影響を及ぼしたと言える。第一に、この騒動によりハプスブルク家は聖堂造営に注力できなくなり³¹、代わりにウィーン市民が造営を率いるようになった³²。彼らは建設途中の南塔を取り壊してデザインを変更し、当時の欧州で一番高い塔となるまでに巨大化させ、一四三三年に完成させた（図一）³³。概してゴシック後期は、都市市民が経済力をつけ、市庁舎やホールなどを建設した時代である。聖堂においては単塔が好まれ、これが都市のシンボルとなっていた（図4）³⁴。したがってウィーンのシュテファン聖堂において、南塔のみを計画よりも巨大化させたとい

うことは、支配者的な性格を帯びた多塔を拒否し、市民的な単塔、ひいては市民的ミュンスターが目指されたと解釈されるのである³⁵。

分割統治が聖堂造営に与えた第二の影響は、やがて本聖堂を完成させるレオポルト系の君主を、一時的であるにせよ、ウィーンから引き離したことにある。ウィーンを継承したアルブレヒト系が断絶し、レオポルト系がウィーンを含むオーストリアを統治するまでの経緯は、次のとおりである。一四三七年、アルブレヒト系のアルブレヒト五世は、舅である皇帝ジギスムントの歿後、その後継としてドイツ王に着任した。これはアルブレヒト系が躍進する好機にも思われたが、しかしアルブレヒト五世は就任直後の一四三九年、急逝する。同系は翌年誕生したラディスラウス・ポストウムスによって継承され、この幼子の後見人を務めたのが、レオポルト系のフリードリヒ三世であった。フリードリヒ三世は一四四〇年ドイツ王に選出され、一四五二年、ローマで皇帝の戴冠を受けた。さらに一四五七年、ラディスラウスの急死を受けて、都市ウィーンをはじめとするアルブレヒト系の遺産を継承する。こうしてウィーンは新たに迎えたレオポルト系の皇帝の下で、一四六八年、司教座都市となったのであった。

以上のように、レオポルト系のフリードリヒ三世は、アルブレヒト系の支配が続いたウィーンにおいて新参者であり、なおかつ十五世紀は自意識を持った市民が台頭する時代であった。

こうした事情から、フリードリヒ三世が君主としての独自の意図を造営に反映させることは難しかったと指摘されており³⁶、ゆえに先行研究において、フリードリヒ三世は自由意志を発揮できなかったと見なされるわけである。しかしこうした逆境こそが、フリードリヒ三世による積極的な介入の動機になったと筆者は考える。ルードルフ四世が皇帝カール四世に対抗したように、フリードリヒ三世にとってウィーン市民こそ対峙すべき存在であり、その克服手段のひとつがシュテファン聖堂造営だったのではないだろうか。無論のこと、本聖堂の造営を主導し、そして、これを司教座聖堂へと昇格させただけでも、すでにウィーンに対して皇帝の力を示すことに成功したと評価できる。だが、さらに造形面でも、権威の表象への創意があったと考えられるのである。

シュテファン聖堂造営について再考する前に、フリードリヒ三世と親密だった都市における聖堂造営を観察したい。フリードリヒ三世とウィーン市民が緊張関係にあったのに対し、ヴィーナー・ノイシュタットやグラーツなどレオポルト系の宮廷都市では事情が異なる。特に前者は、フリードリヒ三世がもつとも親愛の情を抱いていた都市と言われており、それは、ウィーンと時を同じくしてヴィーナー・ノイシュタットにも司教座が置かれたことから裏付けられよう。先述の、皇帝自身が生前に計画した墓所としてももつとも有力視されるのは、一四四四年にフリードリヒ三世によって本都市に建設されたシトー

派の新修道院聖堂である。一四五六年に歿した皇帝の長男クリストフが本聖堂内陣に埋葬されたのを筆頭に、その後も幼い子供たちや、一四六七年に三十一歳で歿した皇妃エレオノーレが葬られた³⁷。したがって皇帝自身もこの聖堂を永眠の地と考えていた可能性は高い。もちろん選択肢のひとつとして、シュテファン聖堂をレオポルト系の霊廟にし、ウィーンにおける君主権の継承を強調する策も検討されたはずだが、それを選ばなかったということは、ウィーンおよびアルブレヒト系への迎合を拒み、ヴィーナー・ノイシュタットを拠点に対等な関係性を築こうとした現れとも解されよう。なお墓所となった本修道院聖堂も、司教座の置かれた本都市の大聖堂も、ヴォールトなどがフリードリヒ三世の標語(Devise)である「[AIEIOU]」³⁸ および紋章で飾られることで、皇帝との密接な関係性が強調されている。

ヴィーナー・ノイシュタットにおいて皇帝ともつとも所縁深い聖堂は、宮廷のゲオルク礼拝堂であろう。フリードリヒ三世は一四三七年から一四六一年にかけて宮廷の改築に取り組んでおり、このとき西翼二階に設けられたのが、ゲオルク礼拝堂である。一四六九年にウィーンとヴィーナー・ノイシュタットの司教座昇格の勅諭が出された際、あわせて教皇より聖ゲオルク騎士団設立の許可も下り、一四七九年、この騎士団の本拠地が本礼拝堂に置かれた。これにより、本礼拝堂の政治性がいっそう増すことになる。

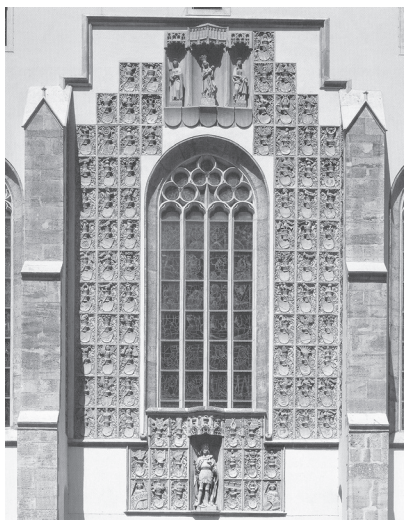


図11 同、東面、《紋章壁》



図10 ヴィーナー・ノイシュタット宮廷、ゲオルク礼拝堂、1440～1460年頃、西面



図12 同、東面、《紋章壁》部分、フリードリヒ三世像

ゲオルク礼拝堂には、極めて象徴的な形式が採用された。第一に設置場所である。礼拝堂が置かれたのは、宮廷の西翼という、いわば西構えに相当する場所で³⁹、なおかつこれが都市側に面することから、宮廷のファサードも兼ねることになる。第二に、階下の城門と一体化した独特の形式ゆえ、凱旋門のごとき⁴⁰力強さを備える点が挙げられる(図10)。第三に《紋章壁》と呼ばれる東外壁装飾である(図11)。すなわち礼拝堂東の大窓の周囲は、皇帝の統治下にあった地域を表す紋章など総計一〇七帖もの紋章によって埋め尽くされ、下部中央にはフリードリヒ三世像が立ち(図12)、左右の天使像が皇帝の標語「[A]EI[IOU]」と「[I]H[ESUS]」の年記を掲げる。《紋章壁》の形式は、聖堂装飾ではなく、ルード

ルフ四世の一三五九年の印章という世俗の図像がその着想源として指摘されている⁴¹。このようにゲオルク礼拝堂では、聖堂に似つかわしくない、世俗的かつプロバガンダ的な表象が観察される。



図13 ニコラウス・ゲルハルト派
《聖クリストフォルス(フリー
ドリヒ三世の肖像)》1470/80年
頃、ウィーン、シュテファン聖堂、
内陣

聖堂装飾の伝統を逸脱したとも言える君主の強力な自己顕示は、既述のとおりすでにルードルフ四世がシュテファン聖堂で示したものであり、ゆえにフリードリヒ三世はルードルフ四世を範としつつ、親密な関係にあった宮廷都市の聖堂にて、これをさらに発展させたとして理解できるのである。

4・皇帝フリードリヒ三世の造営コンセプト

改めてウィーンのシュテファン聖堂を観察しよう。本聖堂にも、フリードリヒ三世の自己顕示の表象を見出すことができる。わかりやすい例は、等身大の彫像《聖クリストフォルス》である(図13)。これは内陣主祭壇脇の柱にあつたと伝えられるも

ので、幼子を肩に渡河する様子が表されており、その顔はフリードリヒ三世の肖像となっている。なお聖クリストフォルスは皇帝が敬愛した聖人で、皇帝の墓碑に登場するほか、グラーツ宮廷礼拝堂にもフリードリヒ三世の扮した同聖人像の壁画が現存する。

フリードリヒ三世の自己顕示は、シュテファン聖堂の西構えの改編にも認められる。既述のとおり、本聖堂の西構えはルードルフ四世がバーベンベルク家から受け継ぎ、宮廷に由来する諸聖人参事会を置いた場所であり、十四世紀からすでに政治的意味を担う部分であつた。この西構えに、一四六〇年頃、皇帝は西トリビュンを設けた(図9)⁴²。皇帝席としてのトリビュンは、遡ればカール大帝のアーヘン宮廷礼拝堂にも観察

される象徴的な機能を備える。そのためフリードリヒ三世はトリビュンを特に重視していたようで、たとえばヴィーナー・ノイシュタットの司教座聖堂において唯一、内陣脇のトリビュンに大掛かりな改修の手が入り、皇帝の標語と紋章で飾られた。また同宮廷のゲオルク礼拝堂では南北にトリビュンが設けられ、それぞれ皇帝と皇妃の席として使用されたのであつた。シュテファン聖堂に戻ろう。皇帝はさらに、西構えのファサードに元来あつた小さな円形窓に代わり、尖頭の

大窓を穿った⁴³。これにより光が皇帝席の背後から差し込むようになる⁴⁴。さらに皇帝席の東側、すなわち前方には、強力な方向性を有する段形ホール式の外陣が建設された(図8)。この段形ホールには複雑に編まれたネット・ヴォールトが架けられ、その効果とあいまって、内陣へと向かう力強い空間作用が生じる。このように西トリビューンには、フリードリヒ三世の権力の象徴として演出がなされたのである。

フリードリヒ三世の西トリビューンが対峙するのは、東の内陣である。キリスト教の聖堂では東側の内陣を至聖所として空間ヒエラルキーの頂点に置くのが一般的であるが、しばしば二重内陣や西構えを備えるドイツ中世建築では、東西で機能分離させることも少なくない。フリードリヒ三世は西構えと外陣で自身の権威を強調しつつ、これを東側の、いまや歴史的な存在となったルードルフ四世の霊廟と対峙させ、自らをハプスブルク家の歴史の中に組み込んだのである。

以上の考察を踏まえ、改めて北塔について検討したい。皇帝フリードリヒ三世による北塔の着工において、なるほど先行研究が指摘するように、ルードルフ四世の計画を継承するという行為そのものが重視された可能性も否定できないが、より強い動機として、南塔を完成させた市民に對抗する目的があったと考えるべきである。換言すれば、市民的単塔を拒否し皇帝の存在感を示すために多塔というコンセプトが選ばれ、皇帝大聖堂の理念が継承されたのである。実際、北塔扉口は参事会員の出

入り口として特別な役割が与えられた⁴⁵。ただし北塔建設は滞りなく進められたわけではなく、一四五〇年の着工後、おそらくすぐさま造営は中断され、一四六七年の再開と一五一一年の中断を経て、一五五六年のクーポラの架設をもって造営は放棄された⁴⁶。これは、ゴシック建築の象徴でもある高い塔が、翻ってゴシック大聖堂そのものが、ルネサンスの君主にとって興味の対象ではなくなったことの現れである⁴⁷。

しかしながらルネサンスの君主にとって、ゴシック大聖堂の価値が完全に失われたわけではないことを、次の事実と作例でもって示したい。第一に、一五一三年、皇帝マクシミリアン一世が父フリードリヒ三世の墓碑をシュテファン大聖堂に設置させた行為である⁴⁸。その狙いは明らかに、ルードルフ四世以来のハプスブルク家の霊廟を継承することであり、本聖堂の担う象徴性が一族の称揚に際して有効だったことを示している。第二に、版画連作《皇帝マクシミリアン一世の凱旋門》である(図14)。これはマクシミリアン一世が複数の画家に制作させた大規模版画で、二百点ちかい版木から構成され、一辺が三メートルにも及ぶ。巨大な建造物の中央に掲げられたマクシミリアンの系譜図の、壁面に紋章を整然と並べる形式は、先行研究が指摘するように、《紋章壁》をただちに想起させよう(図15)⁴⁹。あわせて本作品は明らかに、大規模建築がもつ権力の象徴性、および、ハプスブルク家がつくりあげた君主の表象を継承しており、ゴシック大聖堂がいまだ価値をもっていたことを示してい

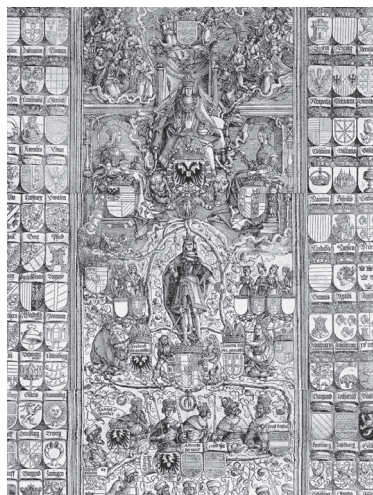


図15 同、部分

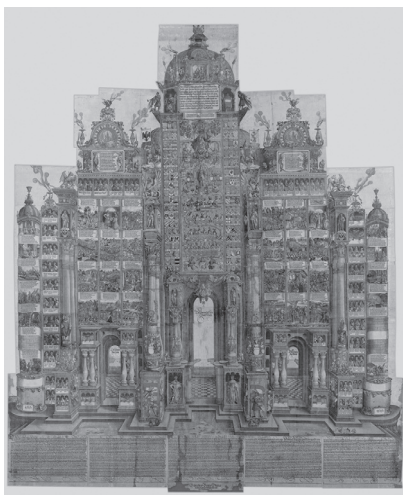


図14 アルブレヒト・デューラーほか《皇帝マクシミリアン一世の凱旋門》1515年、木版画連作

結論

る。ただしその価値を担う媒体が、大量の複製と広い流通を可能にする版画へと変化したことが、ゴシックの終焉とルネサンスの到来を告げるのである。

本稿では、二人の君主によるウィーンのシュテファン大聖堂造営の検討を通じ、ゴシック大聖堂が担った権威の表象とその変化について考察した。先行研究にて大公ルードルフ四世と皇帝フリードリヒ三世は、それぞれ大聖堂造営における「創設者」と「遂行者」に位置づけられ、もっぱら前者の功績が重視される傾向にあった。しかし考察の結果、後者も単なる計画の実行者などではなく、野心を持ち造営に取り組んでいたことがわかった。

ルードルフ四世は、同時代および過去の皇帝による大聖堂を範として、シュテファン聖堂を介し、権威の象徴とハプスブルク家を結び付けた。すなわちロマネスク期における皇帝大聖堂の伝統がゴシック大聖堂へと引き継がれつつ、さらにはそこに、司教座昇格のための機能と、ハプスブルク家の私的な文脈が組み込まれた。いわば、ロマネスクの皇帝大聖堂が新しい時代の要請を受け改編されたのである。こうして造営された大聖堂、および、ルードルフ四世という改編の主体は、次世紀になっても象徴的価値を有していた。都市の成長とハプスブルク

家の事情の変化に応じる必要のあったフリードリヒ三世は、この象徴的価値を利用し、ルードルフ四世と自身を対峙させることで、ウィーンの新しい支配者としての権威を示したのである。やがてルネサンスの幕開けにともない、ゴシック大聖堂はかつての重要性を失うも、そこに蓄積された歴史ゆえに、新しい文脈の中でおも存在意義が見出されることになる。以上のようにハプスブルク史の中で、ゴシック大聖堂は象徴的価値を獲得し、変化させ、権威の表象に寄与したのである。

付記：本稿は二〇一九～二〇二一年度科学研究費基金「若手研究」ドイツ・ゴシックにおける王権表象の変遷——建築・彫刻・版画」(研究課題番号：19K12996)による研究成果の一部です。

図版出典

Böker 2007, *op. cit.*: 図 80, 81; Brucher 1990, *op. cit.*: 図 1; Brucher 2000, *op. cit.*: 図 9; Reinhard H. Gruber: *Der Stephansdom*, Wien 2005: 図 1; Eva Michel / Manfred Holleger (Hg.): *Kaiser Maximilian I. und die Kunst der Dürerzeit*, München 2012: 図 14; Ivan Muchka: *St. Veits Dom*, Prag, Regensburg 1994: 図 2; Rosenauer 2003, *op. cit.*: 図 11, 12, 13; Gottfried Schramm (Hg.):

Das Freiburger Münster, Freiburg im Breisgau 2005: 図 4; Bernhard Schütz / Wolfgang Müller: *Deutsche Romanik*, Freiburg im Breisgau 1989: 図 6; 佐藤直樹監修『アルブレヒト・デュラー版画・素描展』国立西洋美術館「二〇一〇年：図 15」筆者撮影：図 10

註

- 1 たんざは以下を参照のこと。Johann Josef Böker: *Der Wiener Stephansdom. Architektur als Sinnbild für das Haus Österreich*, Salzburg 2007, S. 55.
- 2 今の渾名は後世の歴史家が付けたものだが、その由来は「一三六一年」北扉口の銘文に刻まれた「創設者 (fundator)」にあゆ。詳細は以下を参照のこと。Annemarie Fenzl: St. Stephan in Wien, in: *Die Zeit der frühen Habsburger. Dome und Klöster 1279-1379* (Aust.-Kar.), Wiener Neustadt 1979, S. 214-221, hier S. 217-218.
- 3 たんざは以下を参照のこと。Marlene Zykán: *Der Stephansdom*, Wien / Hamburg 1981, S. 100.
- 4 Rupert Feuchtmüller: *Der Wiener Stephansdom*, Wien 1978, S. 224.
- 5 Renate Wagner-Rieger: Die Bautätigkeit Kaiser Friedrichs III., in: *Wiener Jahrbuch für Kunstgeschichte*, XXV, 1972, S. 128-153.
- 6 本語の初期の歴史は以下を参照のこと。Marlene Zykán: *Der Stephansdom*, Passau 2005, S. 11.
- 7 Viktor Flieder: *Stephansdom und Wiener Bistumsgründung. Eine diözesan- und rechtsgeschichtliche Untersuchung*, Wien 1968, S. 45-46.

- 8 内陣拡張に必要な土地の購入に尽力したのは市民だったよう
で⁸。Richard Peger: Die Grundherren im mittelalterlichen
Wien, I. Teil. Die ältesten geistlichen Grundherrschaften, in: *Jahrbuch des Vereins für Geschichte der Stadt Wien*, XIX/XX, 1963/64, S. 11-68, hier S. 45-51; Ders.: Die Grundherren im mittelalterlichen
Wien, II. Teil, in: *Jahrbuch des Vereins für Geschichte der Stadt Wien*,
XXI/XXII, 1965/66, S. 120-183, hier S. 130-132.
- 9 Marc Carél Schurr: *Die Baukunst Peter Parlers. Der Prager Vetusdom, das Heiligenzinnenster in Schwäbisch Gmünd und die Bartholomäuskirche zu Köln im Spannungsfeld von Kunst und Geschichte*, Ostfildern 2003, S. 78.
- 10 ただし以下を参照のよう⁹。Feuchtmüller 1978, *op. cit.*, S. 109.
- 11 一三五九年七月九日付の文書「Grundsteinlegungsurkunde」
から知られる。Renata Kassal-Mikula: 850 Jahre St. Stephan, *Symbole und Mitte Wiens* (Austri-Kart), Wien 1997, Kat. 3.33.
- 12 ただし神学部設立の正式な認可が下りたのは、1384年「
ルブレヒト三世の治世下においてであった。Herbert W.
Wüster: *Das Bistum im hohen und späten Mittelalter* (Das Bistum
Passau und seine Geschichte, II), Strabourg 1996, S. 33-34.
- 13 詳細は以下を参照のよう¹⁰。Lukas Wolfinger: Die Stephanskirche
zu Wien als Bühne und Medium fürstlicher Selbstdarstellung
unter Herzog Rudolf IV. von Österreich, in: *Excella als Kommunita-
tionsraum in Mitteleuropa*, München 2011, S. 119-145, hier S. 127.
- 14 Wolfinger 2011, *op. cit.*, S. 140.
- 15 詳細は以下を参照のよう¹¹。Wolfinger 2011, *op. cit.*, S. 120.
- 16 Kassal-Mikula 1997, *op. cit.*, Kat. 3.41.
- 17 ルードルフ四世の演出の場としてのシュテファン聖堂に
ついて以下が詳しい。Wolfinger 2011, *op. cit.*; Lukas Wolfinger:
Herrschaftsinzenierung Rudolf IV. von Österreich. Strategien, Publiken, Rezeption, Wien 2018.
- 18 皇帝大聖堂の概念については、以下を参照のよう¹²。
Dehard von Winerfeld: *Die Kaiserdomen Speyer, Mainz, Worms und
ihre romanischen Umland*, Würzburg 1993, S. 14-15.
- 19 Arthur Saliger: Zur architektonischen Ikonologie der Dome von
Speyer und Wien, in: *Mittelungen des Historischen Vereins der Pfalz*,
LXXXVIII, 1990, S. 61-67, hier S. 62.
- 20 ニ重礼拝堂の建設により既存部分を拡張やせるという発想は
ニーダーエスターライヒのガミングにあるアルブレヒト二世
廟のカルトゥーシオ会修道院聖堂の東内陣に着想源が求められる。
Richard Kurt Donin: *Der Wiener Stephansdom und seine Geschichte*,
Wien 1946, S. 68.
- 21 シュテファン聖堂がニ重内陣形式ではなうことから、本聖
堂は、西内陣をもたなうシュバイアー大聖堂の理念に従った
ものだというリガーは主張した。Saliger 1990, *op. cit.*, S. 65;
Saliger 2005, *op. cit.*, S. 23.
- 22 Marlene Zykun: Zur Baugeschichte des Hochturmes von St.
Stephan, in: *Wiener Jahrbuch für Kunstgeschichte*, XXIII, 1970, S. 28-65.
- 23 Richard Peger: Die Baumeister des Wiener Stephansdomes im
Spätmittelalter, in: *Wiener Jahrbuch für Kunstgeschichte*, XXIII,
1970, S. 66-107, hier S. 91-92.
- 24 Zykun 1981, *op. cit.*, S. 84.
- 25 Wagner-Rieger 1972, *op. cit.*, S. 139.

- 26 初期における本墓碑の設置予定場所に関しては、以下を参照のよう。Edgar Hertlein: Das Grabmal Kaiser Friedrichs III. im Lichte der Tradition, in: Lothar Kolmer (Hg.): *Der Tod des Mächtigen. Kult und Kultur des Todes spätmittelalterlicher Herrscher*, Paderborn 1997; Arthur Saliger: Triumph im Tode. Beobachtungen zum Grabmal Kaiser Friedrichs III. im Wiener Stephansdom, in: *Belvedere. Zeitschrift für bildende Kunst*, I, 1995, S. 14-33.
- 27 サリーガーはこれを十四世紀中葉すでに計画されていたものだと主張する。その場合の着想源は、ガミンングのカルトゥーシオ会修道院聖堂に求められる。Saliger 2005, *op. cit.*, S. 40.
- 28 Wagner-Rieger 1972, *op. cit.*, S. 132-133.
- 29 Wagner-Rieger 1972, *op. cit.*, S. 135.
- 30 Wagner-Rieger 1972, *op. cit.*, S. 140.
- 31 Richard Kurt Domin: Bauherren und Baumeister der Wiener Stephanskirche, in: *Zur Kunstgeschichte Österreichs*, Wien / Innsbruck / Wiesbaden 1951, S. 194-201, hier S. 199; Böker 2007, *op. cit.*, S. 114.
- 32 Zykan 1981, *op. cit.*, S. 88.
- 33 南塔の造営経緯については以上を参照のよう。Zykan 1970, *op. cit.*, S. 35-36.
- 34 巨大な単塔の建設は、市民の経済力を前提とするものではない。Nicola Goldstream: *Medieval Architecture*, New York 2002, p. 23; Robert Bork: Intro Thin Air. France, Germany, and the Invention of the Openwork Spire, in: *Art Bulletin*, XXII, 2003, pp. 25-53.
- 35 Wilhelm Pinder: *Die Kunst der ersten Bürgerzeit bis zur Mitte des 15. Jahrhunderts*, Leipzig 1937 (3. Aufl., Köln 1952), S. 126-127;
- Wagner-Rieger 1972, *op. cit.*, S. 138; Günter Brucher (Hg.): *Gotik* (Geschichte der bildenden Kunst in Österreich, II), München / London / New York 2000, S. 282.
- 36 Böker 2007, *op. cit.*, S. 178.
- 37 Brigitta Lauro: *Die Grabstätten der Habsburger. Kunstdenkmäler einer europäischen Dynastie*, Wien 2007, S. 95.
- 38 フリードリヒ三世の標語「AEIOU」は、世界の支配者としてのハプスブルク家の権力を意味すると推察されている。フリードリヒ三世はこの五文字を、印章や硬貨、写本や工芸品、そして聖堂建築などあらゆるものに、繰り返し刻み付けた。Rupert Feuchtmüller: Die kirchliche Baukunst am Hof des Kaisers und ihre Auswirkungen, in: Peter Weninger (Red.): *Friedrich III.. Kaiserresidenz Wiener Neustadt*, 1966, Wien 1966, S. 197-213, hier S. 197-198. 「AEIOU」の五文字のアルファベットが表す意味については、以下を参照のよう。Alphons Lhotsky: *Österreichische Historiographie*, Wien 1962, S. 172-222.
- 39 Wagner-Rieger 1972, *op. cit.*, S. 148.
- 40 Wagner-Rieger 1972, *op. cit.*, S. 149.
- 41 Wagner-Rieger 1972, *op. cit.*, S. 149.
- 42 Hans Tietze: *Geschichte und Beschreibung des Stephansdomes in Wien*, Wien 1931, S. 24-25; Günter Brucher: *Gotische Baukunst in Österreich*, Salzburg / Wien 1990, S. 184.
- 43 Böker 2007, *op. cit.*, S. 171-174.
- 44 図一と図二の二つの塔の設計が置かれた。
- 45 Wagner-Rieger 1972, *op. cit.*, S. 139.
- 46 北塔の設計経緯については、以下を参照のよう。Richard Peger: Die Baumeister des Wiener Stephansdomes im Spätmittelalter,

in: *Wiener Jahrbuch für Kunstgeschichte*, XXIII, 1970, S. 66-107, hier S. 91-93.

- 47 北塔が途中放棄された理由は、第一にトルコの脅威、第二に宗教改革による教会の危機、第三にマクシミリアン一世が造営に対する興味を失ったために指摘されている。Günter Brucher: Dom- und Metropolitankirche St. Stephan, in: Artur Rosenauer (Hg.): *Spätmittelalter und Renaissance* (Geschichte der bildenden Kunst in Österreich, III), München / London / New York 2003, S. 222-224, hier S. 224.

- 48 ルードルフ四世墓碑は当初は内陣中央に設置されていたものの、フリードリヒ三世の墓碑が南の聖母内陣に設置される際、北の使徒内陣へと移動された。Lauro 2007, *op. cit.*, S. 72.

- 49 Sven Lützen: Kaiser Maximilian I. und seine Ehrenförte, in: *Zeitschrift für Kunstgeschichte*, LXI, 1998, S. 449-490; Thomas Ulrich Schauerer: *Die Ehrenförte für Kaiser Maximilian I. Dürer und Altorf im Dienst des Herrschers*, München 2001, S. 46-48.